

平成26年度

東北地方整備局コンプライアンス報告書

平成27年7月

東北地方整備局コンプライアンス推進本部

## <目次>

I. はじめに	.....P1
II. 推進計画の実施結果と評価	
1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直し	.....P2
2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底	.....P5
3. 事業者等との適切な対応	.....P15
4. 技術審査資料等の管理の徹底	.....P18
5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為 及び不当な働きかけに対する対応	.....P20
6. 入札結果の継続的監視	.....P22
7. コンプライアンスへの取組に関する内部監査	.....P23
III. アドバイザリー委員会からの意見等	.....P24
IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について	.....P26

## 1. はじめに

東北地方整備局では、従前より職員へのコンプライアンスの意識の向上を図るため様々な取組を実施してきたところである。

しかし、高知県内において発生した国土交通省発注の土木工事における入札談合事案を受けて、平成24年10月に国土交通本省から「当面の再発防止対策について」が発出され、また、平成25年3月には国土交通本省において「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられたところである。

これらを踏まえ、当整備局では平成24年11月に「東北地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び「東北地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、毎年度「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して取り組んでいる。

これまで「入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し」を対象工事種別を拡大しながら試行を実施するとともに、「応札状況の透明化・情報公開の強化」や「入札契約手続きにおける機密情報に関する管理方法及び情報管理責任者についての明確化・ルール化」等の取組を実施してきた。

平成26年度においては、「入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し」を対象工事種別で本格実施するとともに、「不当な働きかけに対する外部通報窓口の設置」や「コンプライアンス・インストラクターによる講習会」などの新たな取組も追加して実施してきたところである。

本報告書は、平成26年度における推進計画の実施結果と推進本部による評価、並びに委員会からの意見を取りまとめたものである。

## II. 推進計画の実施結果と評価

### 1. 不正が発生しにくい入札契約手続きへの見直し

#### 推進計画

#### (1) 入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒し …… 継続

入札書と技術提案書を同時に提出させることで、技術評価点の漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩の防止を図る。この取り組みをさらに推進させるため、平成26年度から、下記土木工事で本格実施する。

- ・一般土木工事（予定価格6千万円以上3億円未満）で施工能力評価型を適用する全ての工事。
- ・港湾土木工事（予定価格5千万円以上2億円未満のうち事務所発注工事）で施工能力評価型（施工計画を加点方式により審査・評価を行う工事を除く）を適用する全ての工事。

#### ◎実施結果

- ・対象工事の発注がある全ての事務所において、入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しを実施し、技術評価点や予定価格等の漏洩防止を図った。
- ・秋田港湾事務所では、事務所独自に「入札談合再発防止対策チェックリスト」を作成して、推進計画における実施項目の中の3項目（入札契約手続、情報管理、受注応札状況）を入札案件毎に確認し、再発防止対策の徹底を図っていた。

#### ◎推進本部の評価

入札書と技術提案書の同時提出及び予定価格作成時期の後倒しは、不正が発生しにくい入札契約手続きの重要かつ中心的な施策であり、今後も継続する。

なお、秋田港湾事務所における独自のチェックリストを使用して、再発防止対策の徹底を図っていた取組は評価できる。

#### 推進計画

#### (2) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

…… 継続

積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

### ◎実施結果

- ・積算業務と技術審査・評価業務は分離体制が図られてきたところであり、平成26年度は事務所において分離体制がほぼ確立されていたが、一部の事務所で不備があった。

### ◎推進本部の評価

積算業務と技術審査・評価業務を分離することは、予定価格の情報と評価点の情報をそれぞれ別の部署で管理することになるため、秘密情報漏洩防止が図られており、今後も継続する。

なお、一部不備があったことについては、平成27年4月以降改善が図られている。

## 推進計画

### (3) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底 …… 継続

各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報の漏洩の防止を引き続き実施する。

技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価の防止を引き続き実施する。

なお、上記(1)で実施する土木工事については、業務負担の軽減を図る観点から、原則としてマスキングを不要とする。

### ◎実施結果

- ・技術審査会等で使用する技術審査資料については、入札参加業者名のマスキングを徹底してきたところであるが、高知県内の入札談合事案を踏まえ平成24年10月に「適正な入札・契約手続きの徹底について」を発出し、改めて本局及び各事務所に周知したところである。
- ・平成26年度においても当該通知に基づき、技術審査会等で使用する技術審査資料について、情報管理整理役職表で定められた職員が入札参加業者名のマスキングを行い、情報漏洩の防止を図った。

### ◎推進本部の評価

情報管理整理役職表で定められた職員が、技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、情報漏洩の防止が図られている。

なお、マスキングについては事務作業量の増加や、それに伴う入札手続き上のミスにつながる恐れもあるので、今後も適切に対応していく必要がある。

## 推進計画

### **(4) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ** …… **継続**

違約金引き上げ（10%を15%へ）の対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこと、また、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大することを引き続き実施する。

#### ◎実施結果

- ・談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げについては、平成24年12月に工事請負契約書の一部が改正されたところである。平成26年度においても改正された工事請負契約書を用いて契約を締結した。
- ・本局及び各事務所の実施状況について確認したところ、違約金条項が適用する事案は無かった。

#### ◎推進本部の評価

談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げについては、事業者に対し入札談合を抑止させる効果として有効であることから、今後も継続する。

## 2. 職員へのコンプライアンス意識の徹底

### 推進計画

**(1) 所内会議等による関係法令及び発注者綱紀保持規程等の周知徹底 …… 継続**  
「綱紀粛正対策委員会」等の所属所内会議において、官製談合防止法等の関係法令及び発注者綱紀保持規程等について、引き続き職員周知を図る。  
なお、併せて、違反行為に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑罰等についても引き続き周知を図る。

### ◎実施結果

- ・平成26年度においても、関係法令や発注者綱紀保持規程、推進計画に係る具体の取組などについては、所属所内会議やコンプライアンス・ミーティング等において、職員へ周知徹底した。
- ・また、本省が作成した高知事案をドラマ化したDVD「あなたとあなたの大切な人を守るコンプライアンス～入札談合等関与行為をなくすために～」については、全職員が視聴できるようイントラネットに掲載した。

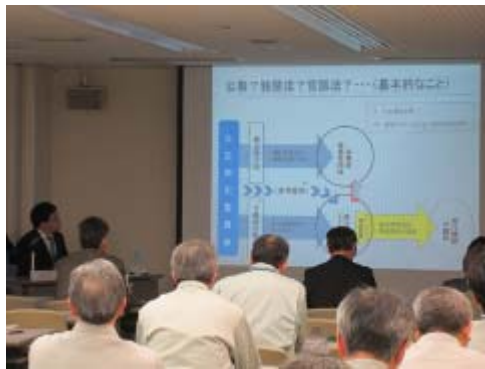
### DVD収録内容

1. 副所長着任  
～誤った対応をしたケース～
2. 談合世話役業者からの不当な働きかけとその対応  
～誤った対応をしたケース～
3. 入札談合等関与行為の解説
4. 副所長着任  
～適切な対応をしたケース～
5. 談合世話役業者からの不当な働きかけとその対応  
～適切な対応をしたケース～
6. 不当な働きかけの所長への報告とコンプライアンスミーティング
7. 不当な働きかけを受けた場合の対応の解説
8. 誤った対応をした副所長のその後
9. 入札談合等関与行為の罰則等の解説

- ・なお、本省が作成した上記のDVDについては、本局主催の課長等会議や事務所における綱紀粛正対策委員会、各所属のコンプライアンス・ミーティング等において活用し、職員の意識の涵養を図っていた。

- ・下記の事務所では「公正取引委員会の職員向け官製談合防止法研修への講師派遣制度」を活用し、独自に研修会を実施していた。

青森河川国道事務所、高瀬川河川事務所、津軽ダム工事事務所、南三陸国道事務所、秋田河川国道事務所、湯沢河川国道事務所、能代河川国道事務所、成瀬ダム工事事務所、磐城国道事務所、八戸港湾・空港整備事務所、釜石港湾事務所、秋田港湾事務所



- ・東北技術事務所や秋田港湾事務所では、事務所長が受講した研修の資料を使用して、所属職員にコンプライアンスの徹底などについて周知していた。

◎推進本部の評価

職員への周知等は本局及び各事務所とも適切に行われている。

公正取引委員会の講師派遣制度、本省が作成したDVD、事務所長が受講した研修資料を活用するなど、職員の意識の涵養を図るため工夫した取組は評価できる。

各事務所の事例を共有するとともに、先進的に行っている事例については活用事務所の拡大を図る必要がある。

推進計画

**(2) コンプライアンス・ミーティングの実施** …… 継続  
 日常の業務におけるコンプライアンスについて、職員相互間で意見交換を行うことにより理解を促進するため、コンプライアンス・ミーティングを引き続き実施する。

◎実施結果

- ・第1四半期及び12月の「国家公務員倫理週間」において、秘密情報の適切な管理や利害関係者との対応、公務員倫理等をテーマに各所属等でコンプライアンス・ミーティングを実施した。
- ・開催にあたっては、所属単位や事務所全体で開催するなど、全ての事務所で実施した。



- ・下記の事務所では、事務所に所属するコンプライアンス・インストラクターが遠隔の出張所に出向くなど開催方法を工夫して実施していた。

〔 岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、山形河川国道事務所、  
新庄河川事務所、塩釜港湾・空港整備事務所、秋田港湾事務所 〕

- ・また、下記の事務所では、できるだけ多くの職員が参加できるようにミーティングの開催日を複数日設けたり、出張等でミーティングに参加できなかった職員を別途招集してミーティングを実施したりするなどの工夫をして第1四半期、12月期ともに参加率100%を達成していた。

高瀬川河川事務所、三陸国道事務所、湯沢河川国道事務所  
新庄河川事務所、郡山国道事務所、北上川ダム統合管理事務所、  
摺上川ダム管理所、国営みちのく杜の湖畔公園事務所、  
盛岡営繕事務所、八戸港湾・空港整備事務所、酒田港湾事務所、  
仙台港湾空港技術調査事務所


- ・職員の参加率は全体平均で第1四半期94.0%、12月期が95.5%となっている。

	対象者数			参加状況			参加率		
	職員数	期間業務職員数	合計	職員数	期間業務職員数	合計	職員	期間業務職員	全体
第1四半期	2,867	497	3,364	2,759	402	3,161	96.2%	80.9%	94.0%
12月期	2,890	501	3,391	2,804	433	3,237	97.0%	86.4%	95.5%

- ・酒田河川国道事務所では「コンプライアンス・キャラバン」として、コンプライアンス・インストラクターが出張所に赴き、事務所独自のテーマにより30分程度の短時間で効率よくミーティングを実施していた。

■ 酒田河川国道コンプラ・キャラバン資料


Q: 休日の堤防除草ボランティアに参加しました。休憩の際、維持業者から全員にお茶が配られました。飲んでもいいですよね？



・ボランティアに参加しているのはどのようなメンバーでしょう？  
・広く一般の方々が参加しているのであれば問題ないでしょう。  
・企画側としては、お茶の出し方(出す・出さない、経費負担等)の検討が必須です。  
・維持業者に強制させるのはアウトです。

■ 酒田河川国道コンプラ・キャラバン資料

Q: 自宅を新築しました。折しも引越シーズンで、トラックの手配がつきません。仕方なく維持業者のトラックを借りることにしました。もちろん見積を取ってちゃんと契約書を取り交わしました。問題ないですよね？



・見積の金額は、相場とかけ離れていませんか？  
・レンタカーを借りるなど、他に方法はありませんか？  
・やましいところがなくても、あらぬ疑いを持たれることもあります。  
・多少遅れても、引越業者の手配がつかまで待った方がよいと思われます。

- ・成瀬ダム工事事務所では、秋田県内で発生した身近な不祥事の事例を活用し、事務所独自のミーティングも実施していた。
- ・成瀬ダム工事事務所、福島河川国道事務所、小名浜港湾事務所の3事務所では、職員と期間業務職員のミーティングを別々に実施していた。そのうち成瀬ダム工事事務所では、期間業務職員の身近で起こりそうなテーマを独自に作成し、ミーティングを実施していた。
- ・事務所からは、ミーティングテーマが期間業務職員には難しいため、期間業務職員用のテーマを別に設けてほしい旨の要望があった。

#### ◎推進本部の評価

- ・全所属で実施され、職員の参加率は平均で90%を超えており、昨年度と同程度の参加率となっている。
- ・なお、参加率の低い事務所については、開催方法を工夫するなど参加率の向上を図る必要がある。
- ・また、コンプライアンス・インストラクターの出張所への派遣や、出張等でミーティングに参加できなかった職員を招集して別途ミーティングを実施したりする等、各事務所における工夫した取組については評価できる。
- ・酒田河川国道事務所における「コンプライアンス・キャラバン」については、簡潔にまとめた設問を用いてコンプライアンスを意識した行動はいかにあるべきかを職員間で話し合うもので、30分程度の短時間で効率的に行っていたことは、コンプライアンスの基本理念を分かりやすく学べる取組として特に評価できる。
- ・成瀬ダム工事事務所における身近で発生した不祥事例を活用していた取組は、他機関の不祥事例の情報共有を図り、職員のコンプライアンス意識を高める取組として評価できる。
- ・期間業務職員のミーティングを職員とは別に実施したことや、ミーティングテーマを工夫した取組は、期間業務職員のコンプライアンス意識を高める取組として評価できる。
- ・今後のミーティングテーマについては、事務所からの要望を踏まえ、職員用のテーマの他に期間業務職員用のテーマを作成するなどの検討が必要である。

## 推進計画

### (3) e-ラーニングの受講

…… 継続

コンプライアンス e-ラーニングについて、現在構築されているコンテンツ（§ 1 服務、§ 2 倫理、§ 3 官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）の受講指導を引き続き実施する。

### ◎実施結果

- ・現在構築されているコンテンツ（§ 1 服務、§ 2 倫理、§ 3 官製談合防止法、幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」及び一般職員用自習研修教材「公務員倫理について学ぶ」）については、従前より受講指導を実施してきたところである。平成 26 年度においても各部、各事務所に受講指導を実施した。
- ・未受講者がいる部、事務所には本局から未受講者リストを送付し、未受講者に受講を促した。
- ・それぞれのコンテンツにおける平成 26 年度の受講率は下記のとおりであり、ほぼ全ての職員が受講済みとなった。

コンテンツ	H26. 2月期	H27. 2月期	前年度比
§ 1 服 務	99.0%	99.8%	+ 0.8%
§ 2 倫 理	98.8%	99.8%	+ 1.0%
§ 3 官製談合防止法	98.9%	99.7%	+ 0.8%
公務員倫理について学ぶ	98.3%	99.7%	+ 1.4%
倫理的な組織風土を構築するために	100%	100%	-

### ◎推進本部の評価

コンプライアンス e-ラーニングについては、職員にコンプライアンス全般に関する知識を学習させることが目的であり、平成 26 年度における各受講率は 99.7% 以上であることから、ほぼ全ての職員が受講済みとなっている。

なお、未受講の職員については引き続き受講を促す。

また、最近のコンプライアンスに係る動向を踏まえ、コンテンツ内容の充実に努めるとともに、e-ラーニング受講から一定期間経過した職員には、コンプライアンス意識が希薄にならないよう再度受講させる必要がある。

## 推進計画

### (4) セルフチェックシートの活用

…… 継続

発注者綱紀保持規程等に関する基本的な事項に係る「セルフチェックシート」について、所属所内会議で引き続き活用するとともに、研修等においても活用を図る。  
また、正答率等を集計し、その結果をフィードバックするとともに、正答率が低い質問に対しては、上記(2)のコンプライアンス・ミーティングにおいて、解説等を行い、職員へのフォローアップと意識付けを行う。

### ◎実施結果

- ・「発注者綱紀保持セルフチェックシート」を作成配布し、これを活用した各職員による「セルフチェック」を、2月末までにほとんどの職員が実施した。
- ・セルフチェックにおける実施率は、次表のとおりである。

対象者数			実施状況			実施率		
職員数	期間業務職員数	合計	職員数	期間業務職員数	合計	職員	期間業務職員	全体
2,905	499	3,404	2,812	487	3,299	96.8%	97.6%	96.9%

- ・平成26年度のセルフチェックシートの作成にあたっては、平成25年度において正答率が低かった問題を再度出題し、昨年度と比較して職員の理解度がどの程度向上したかを確認した。
- ・なお、これまでのセルフチェックシートについては、設問内容が職員向けであったため、期間業務職員用のセルフチェックシートも新たに作成した。
- ・また、平成25年度の本省定期監察の提示意見を踏まえ、平成25年度のセルフチェックの結果については、正答率を集計して、その結果を各職員にフィードバックし、正答率が低かった問題については第1四半期のコンプライアンス・ミーティング等において解説を行った。
- ・期間業務職員からは、「セルフチェックシートが質問だけでなく研修資料のような作り方だったので分かり易かった」との意見があった。
- ・事務所からは、年度末の繁忙期以外の時期に実施してほしい旨の要望があった。

### ◎推進本部の評価

職員の実施率は約96.8%であり、ほとんどの職員が実施済となっている。  
セルフチェックシートについては、最近のコンプライアンスに係る動向を踏まえながら設問内容の精査を行い、継続性・持続性を図る。

期間業務職員用のセルフチェックシートについても意見を踏まえて、今後も内容の充実を図る。

なお、実施時期については、事務所からの要望を踏まえ検討する必要がある。

## 推進計画

### (5) 幹部職員会議における周知徹底

…… 継続

事務所の幹部職員（事務所長、副所長等）を対象とした会議において、外部講師によるコンプライアンスに係る講話を引き続き実施し、意識の涵養を図る。

また、新任の副所長を対象とした新任副所長連絡会議（コンプライアンス講習）についても引き続き実施する。

## ◎実施結果

- 平成26年4月17日に開催された事務所長会議及び平成26年6月3日に開催された新任副所長連絡会議において、外部講師（発注者綱紀保持担当弁護士、公正取引委員会）によるコンプライアンスに係る講話を実施し、意識の涵養を図った。
- 能代河川国道事務所や山形河川国道事務所では、事務所長会議における外部講師の講義のレジュメを使用して、綱紀粛正対策委員会等において官製談合・綱紀保持について周知し、意識の涵養を図っていた。
- また、平成26年6月18日には、本省の総括監察官による高知事案調査の経験を踏まえた講話（「腑に落ちる」コンプライアンス）を実施し、更なる意識の涵養を図った。



- 下記の部及び事務所では、本省の総括監察官の講話資料を所属職員に配付するなどして内容を職員に周知し、職員の意識の涵養を図っていた。

（ 用地部、高瀬川河川事務所、湯沢河川国道事務所、  
能代河川国道事務所、成瀬ダム工事事務所、新庄河川事務所、  
国営みちのく杜の湖畔公園事務所 ）

## ◎推進本部の評価

外部講師の専門的な知識と豊富な経験に基づく講話は、法律の解釈などについても最新の事例を交え聴講者に理解しやすい内容となっており、幹部職員へのコンプライアンスの意識の徹底には効果的な取組であることから今後も継続する。

また、本省・総括監察官の講話は、高知事案を調査した者の立場から発生原因等が易く説明されたことにより、当該事案が他人事ではなく身近に起きうる問題であるということ再認識させた取組として評価できる。

なお、外部講師による講義レジュメや本省・総括監察官の講話資料を使用して所属職員にコンプライアンスの徹底をしていたことは評価できる。

## 推進計画

### (6) 研修における周知徹底

…… 継続

主な研修について、「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設け、関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時のリスク、情報管理の徹底等について講義を引き続き実施する。

特に、「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたすべての研修において、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式等を取り入れる。

## ◎実施結果

- ・平成26年度に開催された研修・セミナーのうち、主な研修と一部のセミナー（計22コース）に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設け、ほぼ全ての研修とセミナーにおいて研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式を取り入れた。

### グループ討議における主な討議テーマ

#### ◆品質確保技術Ⅱ研修

① 年度末において、通常の工程では3月末までに完成する見込みがなかったのですが、5日程度のずれ込みだったため、請負者に徹夜してでも年度末までに終わらせるよう指示しました。請負者はかなり厳しいと主張していましたが、結果として工事は3月末までに終わりました。請負者に無理は言いましたが、結果的に事故もなく、問題はなかったものと判断しています。

② 監督職員です。請負者から段階確認の願いがありました。現地に行く時間はあったのですが、土木工事共通仕様書では、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができるとされていることもあり、机上での確認で済ませました。問題ないと判断していますが？

#### ◆管理者マネジメントセミナー

地元有力事業者から、発注事務に係る未公開情報を教示するよう求められ、情報を提供しない場合、地元事業者各社に働きかけて、今後発注される入札をすべて不調にし、事業の進捗を大幅に遅らせるとの圧力があつた。

この場合、当該事業者の圧力に屈せず、毅然とした態度をもって各諸問題に対処すべきであるが、どのような問題点が考えられ、また、どのように対応すべきであろうか。

- ・また、平成26年度においても「コンプライアンス」に重点をおいた「コンプライアンス・インストラクター養成セミナー」に、通常の班別討議形式の他に、研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式（ワールドカフェ方式）を採り入れた。



#### ◎推進本部の評価

主な研修に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたことは、職員に関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時におけるリスク、についての意識を徹底させる手段として有効である。

また、グループ討議方式は、職員の意識の涵養を図るうえで効果的な手法であることから、今後も継続すべきである。

#### 推進計画

##### **(7) 事務所におけるコンプライアンス講習会の開催**

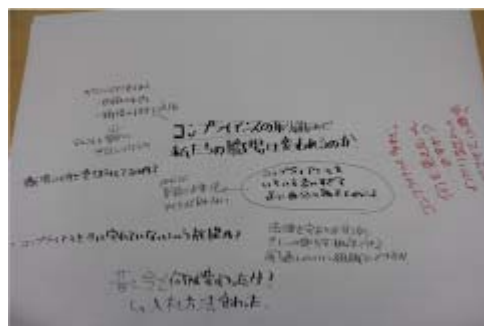
…… 新規

各事務所に在籍するコンプライアンス・インストラクターによる、事務所でのコンプライアンス講習会を開催し、職員へのコンプライアンスの意識徹底を図る。

#### ◎実施結果

- ・ほとんどの事務所において、コンプライアンス・インストラクター等による講習会を開催し、職員へのコンプライアンス意識の徹底を図った。
- ・講習会の開催にあたってインストラクターの負担軽減を図るため、本局から具体的な不祥事例をまとめた講習会用資料やコンプライアンス通信をイントラネットに掲載して情報提供を行った。

- ・三陸国道事務所では、コンプライアンス・インストラクターが進行役となり、所属職員を対象に「ワールド・カフェ方式」のグループ討議を実施していた。



#### ◎推進本部の評価

コンプライアンスに対する意識は時間の経過とともに希薄になっていくことから、コンプライアンス講習会を開催することはコンプライアンス意識を持続させる取組の一つとして有効である。

なお、三陸国道事務所における「ワールド・カフェ方式」のグループ討議の取組は、参加した全員の意見や知識を集めることができる対話手法として評価できる。



### 3. 事業者等との適切な対応

#### 推進計画

##### (1) 事業者等への発注者綱紀保持規程等の周知

…… 継続

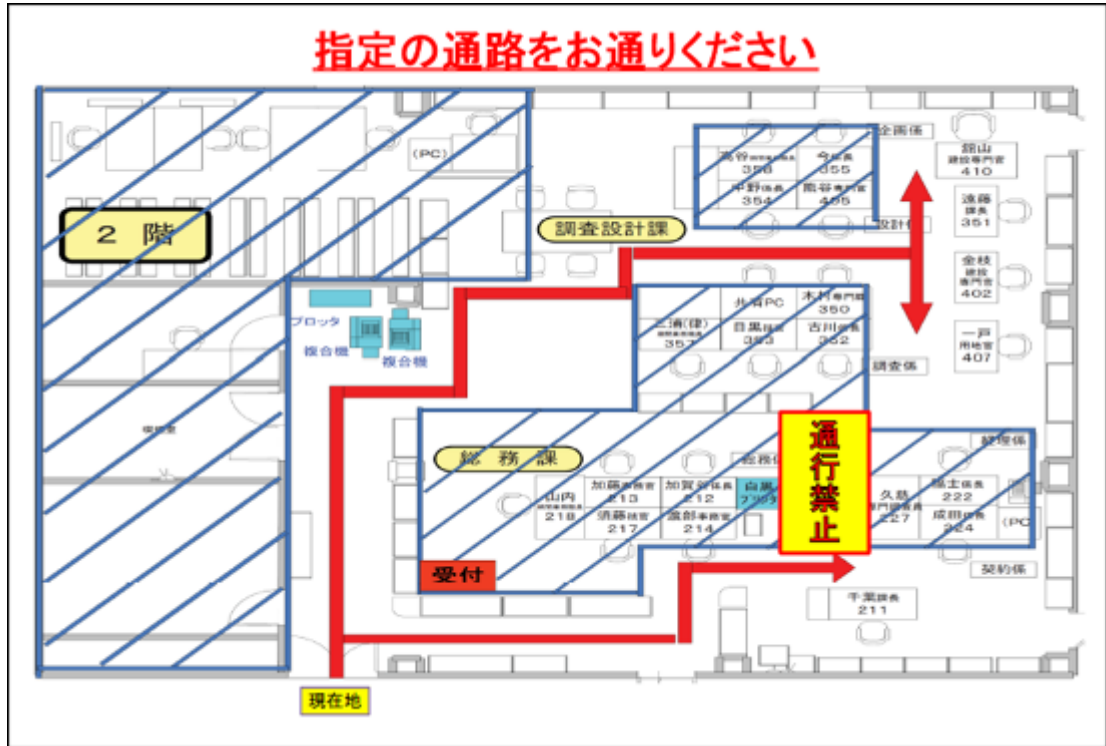
東北地方整備局発注者綱紀保持規程等関係法令や再発防止対策等について、次のような取組により事業者及び来庁者等へ引き続き周知し、理解を求めるものとする。

- ① 有資格業者を対象とした発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼をホームページに掲載。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼を同封。
- ③ 「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」をホームページに掲示。
- ④ 庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼を掲示。
- ⑤ 過去の違法事例や課せられたペナルティについて、事業者向けのコンテンツを作成し、ホームページに掲載。

#### ◎実施結果

- ・有資格業者に対する発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼については引き続きホームページに掲載されており、有資格業者への周知が図られている。
- ・岩手河川国道事務所では事務所のホームページから本局のホームページにリンクを貼り、事務所のホームページからも事業者側に対して発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・平成24年度から、発注者綱紀保持に関するリーフレットを作成し、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に当該リーフレットを同封して、有資格業者へ協力を依頼してきたところである。平成26年度においてもリーフレットを同封して有資格業者へ協力を依頼した。
- ・酒田河川国道事務所では、倫理に関するリーフレット「国民の皆様の8つの疑問にお答えします」を業界団体（山形県建設業協会酒田支部、鶴岡支部）に配付し、コンプライアンスに関し協力を要請していた。
- ・「東北地方整備局コンプライアンス推進計画」については平成26年3月28日にホームページに掲載した。また、「東北地方整備局コンプライアンス推進計画（平成26年7月24日変更）」についても平成26年7月30日にホームページに掲載した。
- ・庁舎及び執務室入口等に入室に当たっての協力依頼は引き続き掲示されており、来庁者への周知が図られている。

- ・津軽ダム工事事務所では、秘密情報の漏洩防止を図るため、営業等で入室する事業者の通行経路を定め、執務室入口に経路図を掲示していた。



- ・八戸港湾・空港整備事務所では、来庁者の入室把握のため、来庁者受付名簿を総務課カウンターに設置していた。
- ・塩釜港湾・空港整備事務所では、立入禁止区域を明確にするために、執務室内への立入禁止看板を2箇所設置した。それでも入室しようとする事業者等が見受けられたため、ミーティングテーブルを設置して入室規制を図っていた。



- ・過去の違法事例や課せられたペナルティについては引き続きホームページに掲載されており、事業者側への注意喚起が図られている。

#### ◎推進本部の評価

事業者等に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、本局及び各事務所とも適切に実施されている。

酒田河川国道事務所における業界団体への協力要請については、事業者側に対してもコンプライアンスの意識を徹底してもらう取組として有効である。

また、津軽ダム工事事務所における執務室での事業者の通行経路を定めた経路図の掲示や、塩釜港湾・空港整備事務所における執務室内への事業者の立入禁止看板の設置については、来庁する事業者等に対し自由な出入りが制限されている旨を分かり易く明示した取組として評価できる。

#### 推進計画

##### (2) 事業者等との応接方法の徹底

…… 継続

事業者等との応接に当たっては、次のとおり行うことを引き続き徹底する。

- ① 公正かつ適正に行い、一部の事業者等を有利となるよう又は不利となるようにしてはならない。
- ② 国民の疑惑や不信を招かないよう行い、必要最小限の対応にとどめる。  
この場合においては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する。  
また、事業者等との応接を執務室外のオープンな場所等で行うことができるよう、執務環境を整備する。

#### ◎実施結果

- ・事業者等との応接方法の徹底については、本局及び各事務所とも適切に実施されていた。また、綱紀粛正対策委員会や所属所内会議等において、具体的な応接方法について確認することなどにより周知徹底を図った。

#### ◎推進本部の評価

本局及び各事務所において、綱紀粛正対策委員会や幹部会、朝会等で周知され適切に対応されていた。今後も国民の疑惑や不信を招かないよう、事業者等との応接に当たっては適切に対応する。

#### 4. 技術審査資料等の管理の徹底

##### 推進計画

##### (1) 回収及び処分等のルールの徹底

…… 継続

技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については、回収及び処分等のルールを引き続き徹底する。

また、ミスプリントや検討段階の資料等作成途中で不要となった資料についても、シュレッダーによる裁断等確実な処分を引き続き徹底する。

##### ◎実施結果

- ・技術審査会、入札・契約手続運営委員会及び建設コンサルタント選定委員会等で使用する技術審査資料については入札・契約手続運営委員会等で周知し、回収及び処分等のルールに基づき適切に処分した。
- ・本局及び各事務所において定期点検を実施し、技術審査資料が適切に回収及び処分等がなされていることを確認した。

##### ◎推進本部の評価

本局及び各事務所において、入札・契約手続運営委員会等で適切に周知され、シュレッダーによる裁断等確実な処分が行われていた。

##### 推進計画

##### (2) 厳重な保管

…… 継続

資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないような場所に引き続き厳重に保管する。

##### ◎実施結果

- ・資料作成の基礎となるデータの保管については、データの種類（紙、電子データ）を問わず、技術審査担当以外が閲覧したり、加工したりできないよう厳重に保管した。また、所属所内会議等において厳重に保管するよう周知徹底した。
- ・また、データの保管状況については、本局及び各事務所で定期点検を実施し、データが厳重に保管されていることを確認した。

##### ◎推進本部の評価

本局及び各事務所において、所内会議等で適切に周知され、データが厳重に保管されていた。

## 推進計画

### (3) 情報管理の徹底

…… 継続

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報が含まれる文書の保管及びデータの管理について、施設箇所での管理、アクセス制限、パスワードの管理等を定めた、発注事務に関する情報管理のルールに基づき、引き続き徹底する。

#### ◎実施結果

- ・ 情報管理整理役職表については、本局及び各事務所で人事異動の際などに随時見直しを行うとともに、情報管理責任者等の職務を周知して、情報管理のルールの徹底を図った。
- ・ 情報の管理状況については、本局及び各事務所で定期点検を実施し、適切に情報が管理されていることを確認した。
- ・ 南三陸国道事務所では、復興事業により多くの支援業務等の事業者が職員と一緒に業務を行っていることから、事務所独自にセキュリティルールを強化していた。

#### ◎推進本部の評価

情報管理整理役職表に基づき、機密情報に関する情報管理の徹底が図られていた。

今後も情報管理整理役職表の見直しや発注事務に関する情報の管理が適切に行われているか等について定期的に点検する必要がある。

なお、南三陸国道事務所特有の問題点を解消するために、セキュリティルールを強化した取組は評価できる。

## 5. 発注者綱紀保持規程に抵触する行為及び不当な働きかけに対する対応

### 推進計画

#### (1) 発注者綱紀保持規程に抵触する行為等への対応

…… 継続

発注者綱紀保持規程に基づく職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法等に抵触する行為があった場合の対応（報告制度及びその窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。

#### (2) 不当な働きかけに対する対応

① 事業者等又は東北地方整備局以外の職員等から、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときの対応（その者への対応、報告制度及びその窓口等）について、引き続き職員への周知徹底を図る。 …… 継続

② 不当な働きかけに対しては、職員がより通報しやすくするために外部通報窓口を新たに設置する。 (H26.7追加) …… 新規

### ◎実施結果

- ・ 不当な働きかけは無かったが、所属所内会議等において「コンプライアンス・マニュアル」やフロー図を用い職員へ周知徹底するとともに、日頃からコミュニケーションをとり風通しの良い職場にするよう啓蒙した。
- ・ アドバイザリー委員会からの提示意見を踏まえ、職員がより報告しやすくするために、不当な働きかけに対する外部通報窓口を新たに設置し、所内所属会議等やメールを活用し職員周知を図った。
- ・ 湯沢河川国道事務所では、不当な働きかけに対する取り組みとして、事務所独自の問題を作成し演習を行っていた。

事務所に挨拶に来たOBから次のような働きかけがあった。  
どのように対処すればよいか？

来訪日時 平成26年8月1日（金） 11:00

OB（三関）「先月、湯沢河川国道の河川改修工事の開札が3件あったが、当社は3件とも調査基準価格を下回ってしまった。来週締め切りの道路改築工事も応札する予定だが、私も整備局のOBとして4件続けての調査基準価格割れは避けたい。官製談合防止法があるので当社に有利に計らえというつもりはないが、せめて次回の工事の調査基準価格がこの金額より上か下かだけでも教えてもらえないか？」・・・と言って金額メモを差し出した。

「私が指差すのでうなずくか首を横に振るだけでいい。私もOBなので、あなたの立場はよくわかっているし後輩を大変な目にあわせるつもりはない。昨年も調査基準価格の算出率が変わったときに、あなたの前任に同じように確認させてもらった。絶対に迷惑はかけないので今回だけ先輩を助けてと思ってなんとかお願いできないか？」

- ・青森河川国道事務所や津軽ダム工事事務所が従前から実施している報告・対応フロー図の執務室等への掲示については、新たに高瀬川河川事務所及び青森港湾事務所においても掲示していた。

#### ◎推進本部の評価

- ・本局及び各事務所において、朝会や課内会議等で改訂した「コンプライアンス・マニュアル」やフロー図により周知されていた。
- ・職員がより通報しやすくするために、外部通報窓口を新たに設置したことは評価できる。
- ・ただし、新たに設置された外部通報窓口については、所属所内会議等やメールを活用して職員周知を図ったが、平成26年度のセルフチェックの結果、多くの職員が認識していなかったことから、平成27年度においても周知を図る必要がある。
- ・なお、湯沢河川国道事務所における不当な働きかけに対する事務所独自の問題を作成し対応演習を行っていたことは、対応演習を行うことで、より具体的に対応ルールを学ぶことができる良い取組として特に評価できる。
- ・また、青森河川国道事務所や津軽ダム工事事務所が従前から実施していた報告・対応フロー図の執務室等への掲示を、新たに高瀬川河川事務所及び青森港湾事務所でも掲示したことは、不当な働きかけ等の対応を職員に意識させるという点においては有効である。

## 6. 入札結果の継続的監視

### 推進計画

#### (1) 談合疑義案件の確認

…… 継続

談合疑義事実の選定に関する基準に該当する入札案件については公正入札調査委員会へ報告を行うなど、入札結果について引き続き監視する。

#### ◎実施結果

- ・談合疑義事実の選定に関する基準に該当すると判断したときの報告を、引き続き実施した。うち公正取引員会に報告した案件は2件であった。
- ・なお、外部からの談合情報はなかった。

#### ◎推進本部の評価

談合疑義案件については、今後も引き続き監視する。

### 推進計画

#### (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

…… 新規

事務所ごとの年間を通じた一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合について、ホームページで公表を行い、応札状況の透明化・情報公開の強化を図る。

#### ◎実施結果

- ・一般土木工事と港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合については、平成25年度より本局及び事務所のホームページで公表してきたところである。平成26年度においても、ホームページで公表し、応札状況の透明化・情報公開を行った。

#### ◎推進本部の評価

各事務所における一般土木工事及び港湾土木工事の落札率及び業者別年間受注額・受注割合の公表状況について適切に公表されていた。



## 7. コンプライアンスへの取組に関する内部監査

### 推進計画

#### (1) 内部監査の実施

…… 継続

入札契約に関する不正行為の防止に資するため、主任監査官等が行う一般監査等により、各事務所等におけるコンプライアンスへの取組状況や入札・契約事務の実施状況等に対する内部監査を引き続き実施する。

#### ◎実施結果

主任監査官が行う一般監査においては、本局（営繕部）及び16事務所を対象に推進計画における取り組み状況についての内部監査が行われ、適切に実施されていたことを確認した。

本省が行う定期監察・特別監察においても、コンプライアンス意識をより一層高めるための取組や入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証についての監察が実施されたが、特に指摘事項等はなかった。

- ・本省特別監察は、平成26年6月5日に仙台河川国道事務所を対象に実施。
- ・本省定期監察は、平成26年11月25日に能代河川国道事務所、26日から27日に本局を対象に実施。

なお、平成25年度本省定期監察の提示意見については、下記のとおり対応した。

- ・コンプライアンスの徹底を図るとともに、各事務所長と情報交換をして忌憚のない意見を聞くことにより、コミュニケーションが図れる職場環境（風通しの良い職場環境）を構築するために、本局幹部職員が県内事務所長会議に出席した。
- ・コンプライアンス対応窓口一覧をイントラネットに掲載し、コンプライアンス各種窓口の利用促進を図った。
- ・「アドバイザリー委員からの意見とその対応状況の公表」について、平成26年8月にホームページに公表した。

#### ◎推進本部の評価

主任監査官が行う一般監査において、コンプライアンスに関する監査項目は重要項目であり、引き続き実施すべきであると考えます。

なお、本省が行う監察については、適切に対応する。

### Ⅲ. アドバイザリー委員会からの意見等

#### <発注者綱紀保持規程等の周知徹底関係>

- ✚ 「発注事務に関するコンプライアンス・マニュアル」については、コンパクトでありながら内容も充実しており、職員にとって困った時に大変参考になるので、大いに活用していただきたい。
- ✚ 高知事案をドラマ化したDVDの活用については、職員のコンプライアンス意識の涵養を図るうえで、今後もかなり効果が期待できると考える。

#### <コンプライアンス・ミーティング関係>

- ✚ コンプライアンス・ミーティングの実施については、その時期及び対象者によるミーティング内容の吟味など、今後検討すべき課題であると考えます。

#### <eラーニング関係>

- ✚ eラーニングの効果もかなり期待できると考える。

#### <セルフチェックシート関係>

- ✚ セルフチェックシートは、実施する側において職員の意識や考え方が把握でき、これによって注意喚起が適確にできるとともに、職員もこれによって誤った知識がないか検証するという点で、大変よい方法と考える。今後もセルフチェックシートを改訂しつつ、続けていただきたい。

## ＜コンプライアンス全般＞

- ✚ 問題が発生した際に、職員が一人で悩まずに気軽に相談できる組織風土が「風通しの良い組織」であると考えてるので、気軽に相談できる雰囲気組織の中に醸成していただきたい。
- ✚ 職員にコンプライアンスを自然に受け入れてもらうようにするには、職場内の信頼関係が重要である。コンプライアンスは組織のためではなく職員一人一人のためであるということが、職員に浸透してきていると思われるので、今後も活動を通して職場内の信頼関係を構築していただきたい。
- ✚ 平成26年度の推進計画における各取組の実施結果については、いずれも良好であり、その効果もあがっているものとする。今後も継続して取り組んでいただきたい。

## IV. コンプライアンス推進に係る活動経過について

### (1) コンプライアンス推進本部

平成26年

4月23日 第1回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔岩手河川国道事務所  
釜石港湾事務所〕

- ・厚生労働省の職業訓練事業に係る入札不正問題について
- ・平成26年度監察基本計画

5月28日 第2回会合

- ・平成25年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況について
- ・当面のスケジュールについて

6月23日 第3回会合

- ・平成25年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
- ・平成26年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の変更（案）について
- ・東北地方整備局発注者綱紀保持規程の改正（案）について
- ・発注事務に関するコンプライアンス・マニュアルの改訂（案）について

平成26年度東北地方整備局綱紀保持委員会を同時開催

7月24日 第4回会合

- ・平成25年度東北地方整備局コンプライアンス報告書について
- ・平成26年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の変更について
- ・東北地方整備局発注者綱紀保持規程の改正について
- ・発注事務に関するコンプライアンス・マニュアルの改訂について

8月27日 第5回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔湯沢河川国道事務所  
八戸港湾・空港整備事務所〕

9月29日 第6回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔高瀬川河川事務所  
磐城国道事務所〕

10月31日 第7回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等

〔南三陸国道事務所  
能代河川国道事務所〕

11月19日 第8回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等  
〔成瀬ダム工事事務所  
北上川ダム統合管理事務所〕

12月16日 第9回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等  
〔最上川ダム統合管理事務所  
東北技術事務所〕

平成27年

1月19日 第10回会合

- ・事務所における再発防止対策の具体的措置の状況等  
〔鳴瀬川総合開発調査事務所  
国営みちのく杜の湖畔公園事務所〕
- ・コンプライアンス通信の発行及び今後の予定について

2月23日 第11回会合

- ・平成27年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

3月23日 第12回会合

- ・平成27年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画について

## (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会

平成26年

7月10日 平成26年度 第1回委員会

- ・平成25年度東北地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
- ・平成26年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画の変更（案）について
- ・東北地方整備局発注者綱紀保持規程の改正（案）について
- ・発注事務に関するコンプライアンス・マニュアルの改訂（案）について

平成27年

3月23日 平成26年度 第2回委員会

- ・平成27年度東北地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について